

消費者庁作成「個人情報保護法質問・回答」より抜粋

小山 香

Q 1 個人情報保護法の義務の対象である「個人情報取扱事業者」とは、どのような者をいうのですか。

A 個人情報保護法第4章から第6章に定める義務の対象となる「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（民間部門）をいいます（法第2条第3項。）。

ただし、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、除外されます。

.....

Q 2 個人情報保護法ができたことにより、学校や地域社会において名簿を作成・配布することはできなくなったのですか。

A そういうことはありません。

個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。これを配布するときに本人の同意が必要になります。具体的な手続きの例などについては、Q3をご参照下さい。

.....

Q 3 名簿を配布するには、どのようにすればよいですか。

A 個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者は、以下のいずれかの手続きを行えば、名簿を配布（つまり第三者提供）することができます。

(1) 配布する際に本人の同意を得る場合

(例) 個人情報取扱事業者である私立学校においてクラス名簿や緊急連絡網などを配布する場合。

入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配布する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

※ 例えばクラス全員から同意が得られなかった場合にも、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配布はできます。

(2) 同意に代わる措置を取る場合

以下の(i)~(iv)について、あらかじめ、1)又は2)のいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配布することができます。

1) 本人に郵便、電話、電子メール等で通知する

2)事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く

(i)利用目的 (例 緊急連絡網として配布)

(ii)名簿の内容 (例 氏名、住所)

(iii)提供方法 (例 関係者へ配布)

(iv)本人の求めにより名簿から削除すること

※ この際、本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなければなりません。

.....

Q 4 オプトアウトとは、どのような仕組みですか。

A いわゆる「オプトアウト」とは、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止することとしている場合であって、かつ、一定の事項をあらかじめ本人に通知等している場合は、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することが可能となる仕組みです(法第23条第2項)。具体的には、以下の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状況に置くことが必要です。

(1)第三者への提供を利用目的とすること

(2)第三者に提供される個人データの項目

(3)第三者への提供の手段又は方法

(4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

このような仕組みを活用することにより、たとえば、(1)緊急連絡網として配布すること、(2)名簿の内容(例:氏名、住所)、(3)提供方法(例:関係者へ配布)、(4)本人の求めにより名簿から削除すること、の4点について、あらかじめ、郵便、電話、電子メール等で本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状況に置く(例:事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載)ことにより、作成した名簿を配布することが可能です(Q5-6参照)。

.....

Q 5 スポーツクラブや同好会の会員名簿を作成し、会員の競技成績や記録を氏名とともに公表したいと考えています。その際、会員全員から、あらかじめ同意を得る必要がありますか。

A 公表等により個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。ただし、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合であって、かつ、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です(いわゆるオプトアウトの仕組み)。

また、全員の同意が取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿を公表することはできます。

なお、事業の用に供する個人データの数が5,000以下であるスポーツクラブや同好会については、個人情報保護法の義務規定の対象にはなりません。